

令和5年8月31日

主文

後記「事実」欄第2の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 審査請求の趣旨

審査請求人(以下「請求人」という。)の審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、厚生年金保険法による脱退一時金を支給することを求めることである。

第2 事案の概要(本件審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、平成○年○月○日(受付)、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険法附則(以下「厚年法附則」という。)第29条の規定による脱退一時金(以下、単に「脱退一時金」という。)の支給を請求した(以下、この請求を単に「本件請求」という)。
- 2 厚生労働大臣は、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、「最後に被保険者の資格を喪失した日あるいは日本に住所を有しなくなった日のどちらか遅い方から起算して2年を経過しているため」という理由で、脱退一時金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。
- 3 請求人は、原処分を不服とし、令和○年○月○日付けで、年金事務所及び法務大臣宛てに脱退一時金を支給するよう請求した。当審査会ではこれを審査請求とみなし、審査することとした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

日本国籍を有しない者であって、6月以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する

者は、脱退一時金の支給を請求することができるが、その者が、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日(同日において日本国内に住所を有していた者にあつては、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日)から起算して2年(以下「法定請求期間」という。)を経過しているときは、この限りでない(厚年法附則第29条第1項第3号)。

本件の場合、請求人が日本国籍を有しない者であつて、6月以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する者であることは、本件記録から明らかであり、当事者間に争いがなく認められる。請求人は、法定請求期間を経過しているとして脱退一時金を支給しないとした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、上記法令の規定に照らして、原処分が適法かつ妥当であるといえるかどうかである。

第2 事実の認定

(略)

第3 当審査会の判断

以上に基ついて、本件の問題点について判断する。

請求人は、平成○年○月○日に本件請求をしているが、被保険者資格を本件請求の2年以上前に当たる平成○年○月○日に喪失しているため、同日後初めて日本国内に住所を有しなくなった日が平成○年○月○日以降であるかどうかを検討する。

本件において、請求人の在留資格は、平成○年○月○日付けで従前の「日本人の配偶者等」から「特定活動(出国準備期間で30日間)」に変更されたが、このような短期滞在の在留資格の外国人については、住民票は作成されず(住民基本台帳法第30条の45)、また、作成されていた住民票は職権で消除されるもの(同法第30条の50、住民基本台帳法施行令第12条)であるところ、前記認定のとおり、請求人の住民票は平成○年○月○日に職権により同月○日付けで消除され、その住民票の除票の「転出先」欄が空欄になっていることからすれば、この職権消除は、○○区が、実態調査により「不現住確認」をしたことに

基づくのではなく、当時の法務大臣から住民票を削除すべき事由の通知（平成30年法律第102号による改正前の住民基本台帳法第30条の50参照）を受けたことによりされたものであることが推認される。

このように、請求人の住民票が平成〇年〇月〇日に削除されたのが在留資格の変更によるものであるとすれば、その時点において、請求人の居住の実態に変化があったものと認めることはできないし、また、請求人について、住所が不定であったというような事実も全くうかがえない。かえって、請求人は、闘病していた妻が平成〇年〇月に死亡し同年〇月に出国したと述べている上、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日に日本を出国するまでの間、数回にわたり在留期間更新の許可を受け、在留資格を得ていたものである。なお、請求人が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間に出国した事実も認めることはできない。

以上の事情によれば、請求人は、上記の期間においても日本に住所を有していたものと認めることができるから、本件請求がされた日は、請求人が日本国内に住所を有しなくなった日から起算して2年を経過していないというべきである。

そうすると、前記「事実」欄第2の2記載の理由により請求人に対して脱退一時金を支給しないとした原処分は妥当ではなく、これを取り消すべきである。

よって、主文のとおり裁決する。